

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の解説

遠藤佐知子 経済産業省経済産業政策局企業会計室係長

一 はじめに

企業の持続的な企業価値向上を実現するために、企業と株主・投資家との建設的な対話の重要性が認識されて久しい。経済産業省においても、二〇一四年に「伊藤レポート」を発表し、広く問題意識を投げかけて以降、企業と株主・投資家が、適度な緊張関係の下で建設的対話を行い、企業経営の適切なガバナンス体制を共に構築するための各種の取組みを進めてきた。

株主総会については、会社の意思決定機関としての側面に着目し、株主総会における議決権行使を意識した企業と株主・投資家との経営・ガバナンスについての年間を通じた対話を、「株主総会プロセス」ととらえ、その対話環境を整備する観点から、株主総会の特定集中日を分散するための取組みや、招集通知等の早期発送

に向けた取組み、情報開示の早期化・充実化に向けた取組みなどを実施してきた（注一）。

一方で、取締役等と株主が特定の日時に参集して開催される「会議体としての株主総会」のあり方については、必ずしも議論が十分にされてこなかった。また、コーポレートガバナンスについての企業の取組みには一定の進展がみられ、「形式から実質」に浸透していくことの重要性が指摘されていたことも踏まえ、あらためて株主総会当日のあり方について検討を深めるべきと考え、経済産業省では、二〇一八年九月に「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会」を立ち上げた。勉強会では、会議体としての株主総会の側面をどう評価するか、という点が鍵になると考えられた。そこで、ITの活用により、株主総会当日の会議体としての側面を再考する端緒となるものとして「ハイブリッド型バーチャル株主総会」

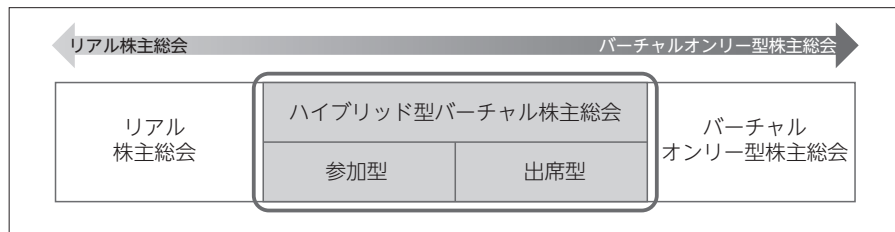
目次

- 一 はじめに
- 二 本ガイドの全体像
 - 1 本ガイドのスコープ
 - 2 検討の視点・方向性
 - 3 参加型と出席型
- 三 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会
 - 1 議決権行使
 - 2 参加方法
 - 3 コメント等の受付と対応
- 四 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会
 - 1 基本的考え方
 - 2 前提となる環境整備
 - 3 運営に際しての法的・実務的論点
- 五 おわりに

について論点整理を行い、さらなる情報提供や対話に向けた選択肢を提供することを目指し検討を行った。

勉強会では、計六回の議論を経て、二〇一九年五月に、ハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する場合の法的・実務的論点を整理し、勉強会とりまとめ案として公表し、意見募集を行った（注二）。また、翌六月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においては、新たに講ずべき具体的な施策として、「グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべ

〔図表1〕 ガイドのスコープ



く、株主総会当日の新たな電子的手段の活用
の在り方について、二〇一九年秋頃を目途に取
りまとめるとともに、年間を通じた対話の在り方
について、諸外国の状況も踏まえて引き続き検
討する」と盛り込まれた。

これらを受け、経済産業省では、二〇一九年八月、株主総会当日の新たな電子的手段の活用
のあり方および近年の内外の制度整備や、実務の積
み重ねを踏まえ、たさらなる対話のための環境整備等
について検討する「新時代の株主総会プロセスの在り
方研究会」(座長・尾崎安央早稲田大学法学学術院教授)
を設置した。同研究会の第一回(第三回では、勉強会
とりまとめ案に寄せられた意見も踏

まえ、法的・実務的な論点を踏まえて具体的取
扱いを明らかにする「ハイブリッド型バーチャ
ル株主総会の実施ガイド」(以下「本ガイド」と
いう)策定に向けた検討を行い、二〇一九年一
二月二六日に同ガイド案を公表、意見募集を経
て、二〇二〇年二月二六日に成案の公表を行っ
た。

本稿では、本ガイドの内容について解説す
る。なお、本稿において意見にわたる部分は、
筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織
や研究会の見解ではないことをあらかじめ申し
添える。

二 本ガイドの全体像

1 本ガイドのスコープ

現在、株主総会は、物理的に存在する会場に
取締役や監査役等と株主が一堂に会する形態で
行われている(リアル株主総会)。他方、近年の
ITの発展を踏まえれば、その具体的なあり方
については複数のパターンが考えられる。

一つは、リアル株主総会を開催する一方で、
当該リアル株主総会の場に在所しない株主につ
いても、インターネット等の手段を用いて遠隔
地からこれに参加することを許容する形態であ
る(ハイブリッド型バーチャル株主総会)。もう一
つは、リアル株主総会を開催せず、取締役や監

査役等と株主がすべてインターネット等の手段
を用いて株主総会に出席する形態である(バー
チャルオンリー型株主総会)。

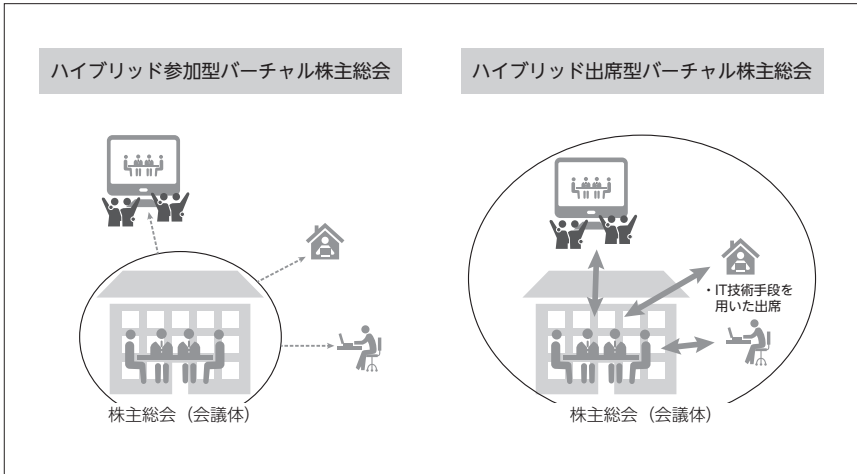
昨今のITの発展や生活への浸透度に鑑みる
と、バーチャルオンリー型株主総会について
も、中長期的には企業と株主・投資家との建設
的な対話の深化のための選択肢の一つとなり得
る(注三)(注四)と考えられるが、現行の会社
法下においては解釈上難しい面があるとの見解
が示されている(注五)。

そこで、本ガイドでは、株主総会へのIT活
用の第一歩として、ハイブリッド型バーチャル
株主総会を対象として法的・実務的な論点、お
よび具体的取扱いを明らかにすることとした
(図表1)。

2 検討の視点・方向性

ハイブリッド型バーチャル株主総会の法的・
実務的な論点、および具体的取扱いの検討に当
たっては、リアル株主総会においてこれまで積
み重ねられてきた解釈や実務をベースとしつ
つ、インターネット等の手段を用いた株主総会
への参加/出席は新しい行為態様であることを
踏まえ、その特異性等に応じた対応が必要とな
ることに留意した。また、わが国においては、
インターネット等の手段を用いた参加/出席を
可能とする株主総会の実施事例はあまりないた
め、将来的な動向として海外のプラクティスを

〔図表2〕 参加型と出席型



参考にしつつ、現在商業上利用されている技術を前提とすることとした。
 その結果、これまでとは異なる新しい解釈が妥当と考えられる場合には積極的に取り入れた。また、複数の解釈があり得るものにつ

いては、今後のプラクティスが積み重ねられる際の検討の視座となるよう、両論併記した。
 また、わが国においては諸外国に先駆けて、株主総会における書面投票制度（会社法（以下「法」という）三二一条）および電子投票制度（法三二二条）が法律上設けられている。これは、株主総会の審議に参加しない株主にも議決権行使を認めることで、会社の意思決定に株主意思を直接反映するためのものと考えられる。その結果、大多数の会社では、株主総会を開催する前に議案の賛否についての結論が事実上判明しているというのが実態であるが、これは、事前の情報提供の充実や、機関投資家との個別の対話機会の拡大等により、株主総会がプロセスとして機能していることの成果ともいえ、安定的な株主総会の運営、さらには安定的な会社経営に資するという一面も指摘されているところである。したがって、本ガイドで具体的取扱いを検討するに当たっては、前記制度趣旨に鑑み、できる限り株主意思を尊重しつつ、実務の中で現実に取り入れることができる方向で整理することとした。

3 参加型と出席型

ハイブリッド型バーチャル株主総会の法的・実務的論点を整理するに当たっては、インターネット等の手段を用いた株主総会への関与が法律上の「出席」として扱われるか否かによって、

「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、単に「参加型」ともいう）と「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」（以下、単に「出席型」ともいう）に分類して検討することとした。すなわち、リアル株主総会の開催に加えて、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、会社法上の「出席」という形ではなく、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会を「参加型」という。これに対し、会社法上の「出席」をすることができる株主総会を「出席型」としている（図表2）。

三 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

参加型の実施イメージとしては、遠隔地等、リアル株主総会の場に在所しない株主が、会社から通知された固有のIDやパスワードによる株主確認を経て、特設されたWEBサイト等で配信される中継動画を傍聴するような形である。

参加型でインターネット等の手段を用いて株主総会に参加する株主は、リアル株主総会に出席していないため、会場での採決への参加や、会社法上出席株主に認められた質問（法三二四条）や動議（法三〇四条）を行うことはできない。しかし、現代における意思決定機関としての

株主総会の実態をみてみると、株主総会は、株主・投資家との年間を通じた対話等を通じてプロセス全体で機能し、その結果、前述のとおり、書面や電磁的手段による事前の議決権行使によって総会当日までには決議の趨勢が判明していることが多い。このような場合、会議体としての株主総会当日の実質的な役割は、株主への情報提供や、直接の対話による経営への規律づけといった点にあるといえる。実際、株主総会に出席する株主も、経営者の声や、将来の事業戦略を直に聞くことに意味を見いだしている場合が多い。このように考えれば、会社法上の質問や動議が行えない参加型であっても、株主が会社の経営を理解する有効な機会を提供する手段として積極的に評価されると考えられる。また、参加型の実施は、株主にとつての参加機会を拡大するとともに、会社にとつても、会場の選択肢を広げるなど、自社の株主構成や株主の総会に対する期待にも配慮しながら工夫の余地を拡大する契機となり得る。

なお、株主以外も含めて広く中継動画を提供するような形態も、前記と同様の意義を有する場合があると考えられるが、株主総会は株主による会議体であることを踏まえ、本ガイドにおいては、株主に限定したものについて整理を行った。

以下、会社が参加型の実施を検討するに際して検討が必要となるポイントを紹介する。

1 議決権行使

参加型でインターネット等の手段を用いて参加（以下「バーチャル参加」という）する株主は、基本的に、当日の決議に参加することはできない。したがって、議決権行使の意思のある株主は、書面や電磁的方法による事前の議決権行使や、委任状等の方法による議決権行使を行うことが必要である。

この点については、株主に誤解を招かないよう、招集通知等であらかじめ周知することが望ましい。

2 参加方法

株主のバーチャル参加を認める場合、株主が参加するために、動画配信を行うWEBサイト等にアクセスするためのIDやPWを招集通知等と同時に通知する方法や、既存の株主専用サイト等を活用し、その旨事前に株主向けに通知する方法などが考えられる。

3 コメント等の受付と対応

前述のとおり、参加型の場合、インターネット等の手段を用いて参加する株主は、会社法上の質問や動議を行うことはできない。しかし、それらとは別のものとして、株主総会の会議中にバーチャル参加の株主からコメント等を受け付けることについては十分に工夫の余地があ

り、会社と株主とのコミュニケーション向上に資すると考えられる。

コミュニケーションの向上という意味では双方向のやりとりであることが望ましいことはいうまでもないが、参加型においてコメント等を受けても、会社法上の説明義務は発生しないため、会社は、株主総会の規模やコメント数やコメントの内容等によって、より柔軟な対応が可能である。たとえば、株主総会の開催中に受けたコメントのうち、多くの株主の関心が高いと思われるものについて、事業報告を行う際に紹介したり、リアル株主総会の質疑の状況を踏まえて、質疑の合間に紹介し、回答するといった方法が考えられる。リアル株主総会の質疑の状況によっては、株主総会終了後に、HP上でコメント等を紹介し、回答することや、株主総会とは別に開催される株主説明会等の場で紹介することも可能であろう。

このように、バーチャル参加株主に、会社に何らかの意見を表明する機会を与えた場合、多くの株主にとつては、株主総会に出席する場合と同等の満足感を得られるものと考えられる。

四 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

出席型の実施イメージとしては、遠隔地等、リアル株主総会の場に在所しない株主が、イン

ターネット等の手段を用いて株主総会に出席し、リアル出席株主と共に審議に参加した上、株主総会における決議にも加わるような形態である。このような形態での開催は、現行の会社法上で認められる。ただし、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていることが必要とされている。

1 基本的考え方

法的・実務的論点と具体的取扱いを検討するに当たっては、リアル株主総会で一般に行われている実務やその法的考え方を応用することを基本としつつ、次の点に留意して検討を行った。

まず一点目は、バーチャル出席という新しい出席態様から考えられる特異性を考慮することである。現在、株主総会の運営については、多くの会社において、決議の取消事由（法八三一条一項）があるとして訴えが起こされることのないよう慎重に行われているのが実態であり、これまで積み重ねられてきた裁判例・実務等も踏まえ、法的に安定的な議事運営のあり方が、「あるべき実務」として広く共有されている。ただし、この「あるべき実務」が前提としている会議体は、基本的には、取締役等と株主が物理的な会場に一堂に会して実施される会議体（リアル株主総会）である。他方、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、その出席形態とし

て、物理的な会場に実際に足を運ぶだけでなく、インターネット等の手段を用いた出席をも含む新しい会議体の形であり、必ずしも、これまで形成・共有されてきた「あるべき実務」をそのまま当てはめることができない。

二点目は、会社がハイブリッド出席型バーチャル株主総会という手法で株主総会を開催する場合、それは、株主に対して出席方法の選択肢を追加的に提供するものだということである。つまり、会社法上、株式会社が開催が義務づけられている株主総会は、リアル株主総会を適法に開催することで足りるところ、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、それに加えて追加的な出席手段を提供するものであり、株主は、常にリアル株主総会に出席するという機会が与えられているのである。

前記を前提として、会社が、実施の要件を満たすために過大な追加負担が生じるような場合には、株主の出席機会を拡大する動機がなくなってしまうだけでなく、株主が有する株主総会への期待から乖離する可能性があることを考慮した。

2 前提となる環境整備

会社が出席型を検討する場合、真っ先に懸念されると考えられるのが通信障害である。つまり、バーチャル出席を認める場合には、株主がインターネット等の手段を活用するため、サイ

バー攻撃や大規模障害等の通信障害が発生する可能性が考えられるのである。前述したように、出席型の実施に当たっては、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていることが必要であることから、会社は、会社側の通信障害について、あらかじめ対策を行うことが必要である。

そこで、本ガイドでは、会社が行うべき対策として、以下の三点を提示した。

- ・ 会社が経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策
- ・ 招集通知やログイン画面における、バーチャル出席を選択した場合に通信障害が起こり得ることの告知

・ 株主が株主総会にアクセスするために必要となる環境（通信速度、OSやアプリケーション等）や、アクセスするための手順についての通知

前記の対策をとっていたにもかかわらず、会社側の通信障害が発生し、決議取消しの請求がなされた場合についての法的考え方については、前記1（基本的考え方）で示した二つの考え方を前提とし、新しい解釈を提示した。

つまり、本ガイドでは、会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知しており、かつ、通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、会社側の通信障害により株主が審議または決議に参加できなかったとしても、決議

取消事由には当たらないと解することも可能であるとした。出席型を実施する会社の株主は、バーチャル出席でなくリアル出席をするという選択肢があり、バーチャル出席を選んだ場合は、リアル株主総会において株主がまったく出席の機会を奪われるのとは状況が異なるため、法八三一条一項一号の決議取消しに係る要件の充足性についても、リアル株主総会を前提にして成立した解釈とは異なった解釈が可能と考えられるし、そのように解しなければ、会社が株主の出席機会を拡大するためにバーチャル出席を認めると、かえって決議の取消リスクが増大することになり、会社が株主の出席機会を拡大する動機がなくなってしまうという点も考慮すべきと考えた。

なお、会社は通信障害の防止のため合理的な対策を講じていたにもかかわらず、会社側の通信障害によりバーチャル出席株主が審議または決議に参加できなかったために、法八三一条一項所定の決議取消事由に当たると判断された場合であっても、手続違反の瑕疵は重要でなく、かつ、決議に影響がないものとして、取消しの請求は裁量棄却(同条二項)される可能性が十分あると考えられる。

3 運営に際しての法的・実務的論点

本ガイドでは、会社法上出席型を実施する際の要件とされる開催場所と株主との間における

情報伝達の双方向性と即時性という観点から、特に必要と考えられる点について整理を行い、具体的取扱いを提示した。

(1) 本人確認

本ガイドでは、バーチャル出席株主の現実的な本人確認方法として、事前の電磁的方法による議決権行使と同様、事前に株主に送付する議決権行使書面等に、株主ごとに固有のIDとパスワード等を記載して送付し、株主がインターネット等の手段でログインする際に、当該IDとパスワード等を用いたログインを求める方法を採用するのが妥当とした。

ただし、バーチャル出席についてはリアル出席株主に比べ、なりすましの危険が高く、また、その場合の株主総会の運営に与える影響が大きい可能性があるため、そのような具体的事情がある場合には、さらに高度な認証等の措置が必要な場合もあることを留意事項として示した(注六)。

(2) 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係

リアル株主総会の実務においては、受付を通過する際に出席株主数のカウントを行い、議場における株主数・株式数を確認するのが一般的である。当該株主が書面や電磁的方法による事前の議決権行使をしていた場合、リアル株主総会における実務では、この受付通過時の出席株主数のカウントと同時にその効力が失われるも

のとされている。

しかし、バーチャル出席する株主については、株主総会開催日の予定が流動的で、リアル株主総会の会場には足を運べないものの、移動の時間とコストがかからないのであれば、偶然空いた限られた時間にログインしてみるといったように、急な決断による出席の可能性があり、リアル出席株主に比べて途中参加や途中退席の可能性が相対的に高いものと考えられる。そのようなバーチャル出席株主が事前の議決権行使を行っていた場合、リアル株主総会の実務と同様に、ログインをもって出席とカウントし、それと同時に事前の議決権行使の効力が失われたものと扱ってしまうと、無効票を増やすこととなり、株主意を正確に反映しない可能性がある。

そこで、本ガイドでは、株主意をできる限り尊重し、無効票を減らすという観点から、以下の取扱いを提示した(注七)。

・ 審議に参加するための本人確認としてのログインを行うが、その時点では事前の議決権行使の効力を取り消さずに維持し、当日の採決のタイミングで新たな議決権行使の効力があつた場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄する。その場合、ログインしたものの、採決に参加しなかった場合には、当然事前の議決権行使の効力が維持される。なお、そもそも事前の議決権行使判断

を変更する意思のない株主のために、出席型ログイン画面のほかに、参加（傍聴）型のライブ配信等を準備するといった工夫も考えられる。

もつとも、前記で紹介したバーチャル出席株主の事前の議決権行使の取扱いについても、必ずしも唯一の方法ではない。たとえば、招集通知やログイン画面において、十分な注意喚起とログイン後のすみやかな議決権行使を促すなどにより、リアル株主総会と同じ実務を維持しつつ、意図しない無効票を減らす工夫を施すといった取扱いも考えられよう。

(3) 株主からの質問・動議の取扱い

会社にとって、出席型を検討するに当たり、通信障害と同様に、その対応が慎重になると考えられるのが、質問および動議の取扱いである。

リアル株主総会では、質問や動議については挙手した株主を議長が指名するスタイルが一般的であるが、時間等の都合によっては挙手した株主が必ずしも発言できるわけではない。また、議長は、株主が発言するまで質問等の内容を把握することができないことから、議案に関係のない質問が出されることもある。

一方、バーチャル出席株主からの質問等を受け付ける場合には、電子メール等、テキストでの受付が想定されるところ、議長が指名してから打ち込まれることになる議事運営に支障が

生じることから、あらかじめ質問内容が記入されたものを受け付けることが現実的である。その場合、議長がその質問内容を確認した上で当該質問を取り上げるか否かを判断することが技術的に可能になる。このようなプロセスを経て、より多くの株主にとって有意義な質問を取り上げられることは、株主との建設的対話に資すると考えられる（注八）。もつとも、議長において前記判断が可能になることをよいことに、たとえば、現経営陣に対して敵対的な質問であるという理由のみで殊更にこれを取り上げないなどの、恣意的な議事運営が許されないことはいまでもない。

他方、バーチャル出席株主については、リアル株主総会の出席者に比べて、物理的に議長と対峙していないことや、他の株主の動向や挙動について確認が困難であるなど、その出席態様の違いにより、リアル出席株主と比べて、質問や動議の提出に対する心理的ハードルが下がると考えられる（注九）。さらに、バーチャル出席については、質問や動議の内容についてコピー&ペーストが可能であることから、議事運営を妨害するといった不当な目的で、同じ質問や動議を複数回送ることが容易になり、また、複数の株主総会に同時に出席して、会社による違いを踏まえず複数社に対して同じ質問や動議を送信することも可能になるなど、質問権の行使や動議の提出が濫用的に行われる可能性も否定

できない。特に、動議については、ただちに議場に諮るという対応が必要な場合もあり、質問に比べて審議への影響が大きいというそれ自体の性質があるところ、濫用的な行使による弊害は増大する可能性がある。

これらを踏まえ、本ガイドでは、リアル出席株主とバーチャル出席株主を一体の会議体として運営するための工夫として、それぞれ以下のような取扱いを提示した。

ア 質問

・ 一人が提出できる質問回数や文字数、送信期限（リアル株主総会の会場の質疑終了予定の時刻より一定程度早く設定）などの事務処理上の制約や、質問を取り上げる際の考え方、個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる不適切な内容は取り上げないといった考え方について、あらかじめ運営ルールとして定め、招集通知やWEB上で通知する。

・ バーチャル出席株主は、あらかじめ用意されたフォームに質問内容を書き込んだ上で会社へ送信する。受け取った会社側は運営ルールに従い確認し、議長の議事運営においてそれを取り上げる。

また、会社の置かれている状況によっては、適正性・透明性を担保するための措置として、後日、受け取りながら回答できなかった質問の概要を公開するなどの工夫を行うなども考えら

れる。

イ 動議

(i) 動議の提出

株主の動議の提出に当たっては、提案株主に
対し提案内容についての趣旨確認が必要になる
場合や提案理由の説明を求めることが必要になる
場合等が想定される。しかし、議事進行中に、
バーチャル出席者に対してそれを実施すること
や、そのためのシステマ的な体制を整えること
は、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を越
えた困難が生じることが想定される。したがっ
て、以下のような取扱いを提示した。

・ 株主に対し、事前に招集通知等におい
て、「バーチャル出席者の動議については、
取り上げることが困難な場合があるため、
動議を提出する可能性がある方は、リアル
株主総会へご出席ください」といった案内
を記載した上で、原則として動議について
はリアル出席株主からのものを受け付け
る。

(ii) 動議の採決

株主総会当日に、株主から提出される動議に
ついては、休憩や質疑打ち切りの動議など一部の
手続的動議は議長の裁量の範囲内で処理される
場合や、会社提案への修正動議などの実質的動
議については、原案との一括採決が可能な場合
もあるが、そういった場合を除き、その都度個
別に議場の株主の採決をとる必要が生じる可能

性がある。

しかし、招集通知に記載のない案件につい
て、バーチャル出席者を含めた採決を可能とす
るシステムを整えることについては、会社の合
理的な努力で対応可能な範囲を越えた困難が生
じることが想定される。

したがって、本ガイドでは、以下のような取
扱いを提示した。

・ 株主に対し、事前に招集通知等におい
て、「当日、会場の出席者から動議提案がな
された場合など、招集通知に記載のない件
について採決が必要になった場合には、
バーチャル出席者は賛否の表明ができない
場合があります。その場合、バーチャル出
席者は、事前に書面または電磁的方法によ
り議決権を行使して当日出席しない株主の
取扱いも踏まえ、棄権又は欠席として取扱
うこととなりますのであらかじめご了承
ください」といった旨の案内を記載する。そ
の上で、個別の処理が必要となる動議等の
採決に当たっては、バーチャル出席者は、
実質的動議については棄権、手続的動議に
ついては欠席として取り扱う。

なお、システマ的に対応が可能な場合であつ
ても、バーチャル出席株主による質問や動議の
提出について、濫用的であると認められる場合
に取り上げないことが許容されるのはいうまで
もないし、その濫用の程度によって、株主総会

の秩序を乱すと判断される場合には、バーチャ
ル出席者の通信を強制的に途絶する（リアル株
主総会での退場と同等）ことも、議長の権限に
よって行うことが可能である。

前記の質問や動議の取扱いについては、前記
1（基本的考え方）の二つの考え方を前提とし、
リアル出席株主とバーチャル出席株主との出席
態様の違い等から、一体としての株主総会を運
営するに当たり、会社の合理的な努力で対応可
能な範囲を越えた困難が生じると判断される場
合には、事前の通知によって株主の予見可能性
を高めることで、必要な限度で質問や動議に制
限を設けることは、バーチャル出席株主の権利
を特段毀損していることには当たらないという
考えに基づいている。また、議長不信任動議や
休憩を求める動議などの一部の手続的動議につ
いては、会社法に明文の根拠を有する株主の権
利ではなく、会議体の一般原則より導かれるも
のである。ハイブリッド出席型バーチャル株主
総会では、一般原則が想定している会議体と異
なり、バーチャル出席株主は物理的に会場に在
所していないことから、会議体の一般原則に基
づくものとされる動議のうち、たとえば休憩を
求める動議などの一部の手続的動議について
は、リアル出席株主のみにその権利があると考
えることもできる。

(4) 議決権行使のあり方

バーチャル出席株主の議決権行使について

は、事前の議決権行使としての電磁的方法による議決権行使ではなく、当日の議決権行使として取り扱うものである。したがって、バーチャル出席の株主がログイン後に議決権行使できるよう、会社は体制を整える必要がある。

なお、株主総会終了後、会社は、金融商品取引法および企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に基づき、臨時報告書の提出が求められている。当該臨時報告書に記載すべき議決権の数については、前日までの事前行使分や当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したことが明らかになった等の理由がある場合には、リアル出席株主の一部の議決権数を集計しない場合と同様、当日出席のバーチャル出席株主の議決権数を集計しない場合についても、その理由を開示示すことで足りることが確認されている。

(5) その他 (招集通知の記載方法、お土産の取扱い等)

ア 招集通知の記載方法

法二九八条一項、二九九条一項によって、取締役は、株主総会を招集する場合には、場所を決定し、これを株主に通知しなくてはならない。出席型を実施する場合には、議事録の記載事項を定める会社法施行規則の内容を準用し、招集通知において、リアル株主総会の開催場所とともに、株主総会の状況を動画配信するインターネットサイトのアドレスや、インターネット

ト等の手段を用いた議決権行使の具体的方法を明記すればよい。

イ お土産の取扱い

リアル株主総会に物理的に出席する株主に配付されるお土産については、交通費をかけて会場まで足を運び来場したことへのお礼と考えられることから、会場へ足を運ぶことなくインターネット等の手段を用いて出席した株主に対してお土産を配らないとしても、不公平ではない。

五 おわりに

今回の新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、本ガイドも、感染防止策の一つの手法として急速に注目されることとなった。さまざまな選択肢があることは、会社経営のレジリエンスを高めるためにも必要とされていることが明らかになったように思う。

冒頭でも触れたとおり、当初、ハイブリッド型バーチャル株主総会の検討は、現代における株主総会の会議体としての側面をどう評価するか、という点を明らかにするための一つの切り口として始まった。また、もとより、株主総会をどのように開催するかについては、会社の業態や規模、発展段階、および株主構成等の状況を踏まえて、各社において望ましい手法が検討されるべきであり、本ガイドはハイブリッド型

バーチャル株主総会が望ましいという方向性を提示するものではない。

しかしながら、改正会社法の株主総会資料の電子提供措置の施行時期も念頭に置き、本ガイドをきっかけにして、年間を通じた対話や事前の情報開示等も含めて株主総会プロセス全体のあり方を俯瞰し、会議体としての株主総会に何を期待し、どこにリソースのプライオリティを置くかといったことについて、あらためて考えていただくきっかけになれば幸いである。

(注一) 二〇一九年一二月に成立・公布された改正会社法に盛り込まれた株主総会資料の電子提供制度も、こうした問題意識から創設されたものである。

(注二) 「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中長期課題に関する勉強会」とりまとめ(案)「ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する論点整理」(<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190522002/20190522002.html>)。

(注三) 取締役会については、すでに電話会議やテレビ電話、インターネットによるチャット等による開催も可能とされている。

(注四) 米国では二〇〇〇年にデラウェア一般会社法が改正され、バーチャルオンリー型株主総会の開催が認められたのを皮切りに、約半数の州で可能となっており、二〇一七年および二〇一八年には二〇〇を超えるバーチャルオンリー型株主総会が開催されている。

(注五) 第一九七回国会法務委員会第二号(平成

三〇年十一月三日)において、小野瀬厚政府参考人(法務省民事局長(当時))から、「……実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間のみで行う方式での株主総会、いわゆるバーチャロンリー型の株主総会を許容することができるかどうかにつきましては、会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならないとされていることなどに照らしますと、解釈上難しい面があるものと考えております」との見解が示されている。

(注六) 加えて本ガイドにおいては、代理出席の取扱いについても言及している。

(注七) このような取扱いについては、法二九八条一項三号の書面または同項四号の電磁的議決権行使の制度は、「株主総会に出席しない株主」が議決権を行使することができるものとする制度であるから、株主が株主総会の審議中にログインを行った以上、そこで株主総会に「出席」したことになり、事前の書面投票または電子投票の効力もその時点で当然に失われるのではないか、という異論があり得る。しかし、株主総会の議事は、審議と決議とに分けることができ、書面または電磁的議決権行使は、総会当日の決議に参加しない(その機会のない)株主に事前の議決権行使を認めた制度である、とその趣旨を理解すれば、同項にいう「出席しない」とは、「決議に出席しない」ことを意味すると解釈することも可能である。このように解すれば、株主が審議の時間中にログインをしたが、決議の時までにログアウトし、結果的に議決権を行使しなかった場合には、当該株主は、

同項にいう「株主総会に出席しない株主」として、事前の書面投票または電子投票を有効と取り扱うことが可能になると考えられるのである。なお、この考えは、リアル株主総会の実務の取扱いと平仄がとれないようにもみえるが、この点は、会社の事務処理の便宜にも配慮して合理的な範囲で会社による選択が認められていると解される。

(注八) 澤口実「近澤諒」米国におけるヴァーチャル総会増加とわが国における適否」本誌二一四〇号(二〇一七)三二頁、岩村充「坂田絵里子」わが国における株主総会電子化の可能性と課題」岩村充「神田秀樹編」電子株主総会の研究」(弘文堂、二〇〇三)七六頁においても、このような指摘がされている。

(注九) 北村雅史「株主総会の電子化」本誌二一七五号(二〇一八)一二頁においても、オンライン参加の株主には質問や動議の提出に当たった際の躊躇が希薄になる可能性が指摘されている。

(えんどう・さちこ)